

人間環境大学における研究等の実施に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学(以下、「本学」)の構成員が行う研究等が、社会からの信頼を確保し、円滑に行われることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 「構成員」とは、本学の教員、事務職員、研究生、研究補助員、大学院生、学部学生、その他学長が認めた者とする。
- 2 「研究等」とは、研究、調査、卒業研究、レポート等をいう。
- 3 「研究者」とは、本学で研究等をおこなう構成員をいう。
- 4 「論文等」とは、研究等の成果を第三者に提示したものをいう。

(研究者の倫理)

第3条 研究者は常に倫理的配慮ができるように研究倫理の研修(以下、「倫理研修」)をするように努める。

- (1) 教員、事務職員、研究生、研究補助員の倫理研修は、研究倫理 e ラーニングコースを受講する。
- (2) 大学院生の倫理研修は、研究にかかわる授業科目において、研究倫理、研究倫理審査申請について担当教員が適宜、研究倫理の啓発をおこなうとともに、修士課程、博士前期課程、博士後期課程の1年次に研究倫理 e ラーニングコースを受講する。
- (3) 学部学生の倫理研修は、卒業研究において担当教員が適宜、研究倫理の啓発を行う。

(倫理研修の企画)

第4条 前条における倫理研修の企画は研究倫理委員会がおこなう。

(研究資料等の保存)

第5条 論文等として発表された研究成果のもととなった資料(文書、数値データ、画像など)と試料(実験試料、標本)や装置などについては、別に定める方法で保存する。

(研究情報の公開)

第6条 研究対象者が拒否できる機会を保障する(オプトアウト)が必要な場合には、予め研究目的等の研究情報を研究対象者等に通知又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究情報を本学のホームページ等で通知・公開する。

(研究情報公開の運営)

第7条 前条のオプトアウトのための本学ホームページ上への掲載に関する運営は機関の長が行う。

(管理責任)

第8条 機関の長は、構成員が実践すべき研究倫理・行動規範遵守、安全確保・事故防止、資料及び試料などの保存、研究情報の公開の整備(オプトアウト)等について、教育・研究活動の健全性が担保されるよう環境整備に努める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

(準拠する指針等)

第10条 この規程は、主に次の指針等に基づいて実施する。

- (1) 科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－(日本学術振興会)
- (2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定)
- (3) 回答「科学研究における健全性の向上について」(日本学術会議)
- (4) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
- (5) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年11月24日から施行する。